

令和5年9月清須市議会定例会会議録

令和5年9月25日、令和5年9月清須市議会定例会は清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	天	埜	幸	治	
企	画	部	長	河	口	直	彦
総	務	部	長	岩	田	喜	一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部 長	加藤 久 喜
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	三輪 好 邦
教育部 長	石黒 直 人
監査委員事務局 長	吉田 敬
総務部次長兼総務課 長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課 長	飯田 英 晴
総務部次長兼収納課 長	辻 清 岳
市民環境部次長兼生活環境課 長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼子育て支援課 長	吉野 厚 之
健康福祉部次長兼健康推進課 長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
人事秘書課 長	岡田 善 紀
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	藏城 浩 司
保険年金課 長	浅野 英 樹
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所 長	石田 讓
春日市民サービスセンター所 長	佐藤 嘉 起
社会福祉課 長	鈴木 許 行
高齢福祉課 長	寺社下 葉 子
土木課 長	村瀬 巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号 令和4年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和4年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和4年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和4年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第 7 議案第44号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第45号 令和4年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 9 議案第46号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第5号）案
- 日程第10 議案第47号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 日程第11 議案第48号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 日程第12 議案第49号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

日程第 1 3 発議第 3 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

日程第 1 4 各常任委員会の閉会中の継続審査申出書

日程第 1 5 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和5年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第13までの案件については、9月6日の本会議において各常任委員会に審査を付託いたし、十分御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より、開催の順序に従いまして審査の内容と結果について報告を求めます。報告は発言席でお願いいたします。

最初に、8日及び12日に開催されました福祉常任委員会の報告を山内委員長より求めます。

山内委員長。

< 福祉常任委員会委員長 (山内 徳彦君) 登壇 >

福祉常任委員会委員長 (山内 徳彦君)

皆さん、おはようございます。

議席6番、福祉常任委員長、山内徳彦でございます。

令和5年9月定例会に上程されました議案のうち当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月8日、12日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、認定第1号 令和4年度清須市一般会計決算認定所管分について御報告申し上げます。

当局より、決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、民生費負担金について、委員より、「不納欠損額の内容とその対応について」との質問があり、当局は、「平成29年度分の保育料57件です。滞納者に対しては年2回の納付催告書及び納付書を送付するとともに、児童手当を現金受給に変更し、納付依頼をしております」との答弁でありました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、委員より、「旅券申請窓口の開設に対する市の考え

は」との質問があり、当局は、「名古屋駅に近い本市では日曜日も旅券を受け取ることができ、発券までの日数が短い、県旅券センターを利用いただくほうが便利だと考えております」との答弁でありました。

社会福祉総務費について、委員より、「民生児童委員一斉改選において、新たに委員になられた方の人数と定数の考えは」との質問があり、当局は、「民生児童委員83人中26人が新たな委員です。委員の定数については、地域の実情を踏まえ弾力的に設定しております」との答弁でありました。

高齢者福祉費について、委員より、「高齢者エアコン購入費補助金の周知方法は」との質問があり、当局は、「民生児童委員が補助金制度の周知や申請勧奨をするとともに、市内の家電取扱店でも補助金制度を周知していただいております」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、委員より、「病児保育の利用者が昨年度と比較して減少した理由と病院との連絡体制は」との質問があり、当局は、「新型コロナウイルスに罹患した児童が自宅療養したことから、利用者が減少したとの報告を受けております。また、適宜、クリニックと話し合いの場を設け連携を図っております」との答弁でありました。

保育所費について、委員より、「令和3年度と比較して公立保育園利用児童数が減少した要因は」との質問があり、当局は、「3歳未満児の利用児童数は減少しておりませんが、3歳以上の利用児童数は、市外の幼稚園や認定こども園の利用児童が増加したことにより減少しました」との答弁でありました。

委員より、「出産・子育て応援金費について、経済的支援と併せてどのような支援を行っているのか」との質問があり、当局は、「妊娠届出時、乳児訪問時に面接等で必要な支援を行っております」との答弁でありました。

環境衛生費について、委員より、「河川環境美化活動における参加者及びごみの量の現状は」との質問があり、当局は、「令和4年度は春だけの実施となり、約2千200人の方に参加いただきました。ごみの量は大変多くのごみや雑草等が回収できました」との答弁でありました。

塵芥処理費について、委員より、「一般廃棄物処分量が減っている中、事業系廃棄物処分処分量が40トン増えていますが、その要因は」との質問があり、当局は、「事業活動が活発になったことが要因として考えられます」との答弁でありました。

し尿処理費について、委員より、「浄化槽の補助金が400件程度減っているが、その理由は」との質問があり、当局は、「下水道が供用開始されると翌年以降は補助金の申請ができなくなる

ためです」との答弁でありました。

農地総務費について、委員より、「サツマイモの収穫体験を芳野保育園で、宮重大根の収穫体験をネギヤ・桃栄・新清洲の各保育園で実施されていますが、どのように計画されているのか」との質問があり、当局は、「毎年、子育て支援課や保育園と調整を行い決めております」との答弁でありました。

観光費について、委員より、「きよすイルミ2022開催期間中の清洲城夜間営業における入場者数と清洲ふるさとのやかたの売上額は」との質問があり、当局は、「清洲城は、期間中の延べ15日間で6千952人の入場があり、うち2千484人に当たる約36%が夜間の入場者でした。清洲ふるさとのやかたの売上額は、期間中の11月と12月が421万2千円で、桜の開花時期である3月と4月を上回り、一定の効果がありました」との答弁でありました。

委員より、「今年度のきよすイルミ2023の内容は」との質問があり、当局は、「今年は11月11日から12月25日まで、プロジェクションマッピングを中心にエリアを拡大します。また、専門学校の学生の作品展示に加えて、月曜日を除き、清洲城と清洲ふるさとのやかたの夜間営業を行います」。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号、令和4年度清須市一般会計決算認定所管分については、全員一致により、原案を認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、令和4年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について御報告申し上げます。

当局より、決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「本市の国民健康保険税徴収率は県内の他市と比べどのような状況か」との質問があり、当局は、「本市の現年度分の徴収率は92.62%であり、県内38市中34位でした。滞納繰越分は26.35%で県内19位で、全体の徴収率は81.24%で県内28位でした」との答弁でありました。

委員より、「毎年の徴収率に目標は設定されているのか」との質問があり、当局は、「当初、予算積算時において前年度の徴収率に0.1%を加算した値を目標としています。令和4年度は令和2年度の徴収率92.92%に0.1%を加算し、93.02%を目標としました」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第2号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計決算認定については、全員一致により、原案を認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和4年度清須市介護保険特別会計決算認定について御報告申し上げます。

当局より、決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「認定調査等費について、委託料の不用額が増加した理由は」との質問があり、当局は、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、介護認定の有効期間を新たに12か月の範囲内で延長することができたことから、認定調査件数が減り、また、認定調査員を雇用したことと委託件数が減ったことによるものです」との答弁でありました。

委員より、「地域包括支援センターの職員体制と増設した地域包括支援センターの市民評価は」との質問があり、当局は、「令和3年度の16人に対して増設後の令和4年度は、清洲総合福祉センター内に10人、にしびさわやかプラザ内に10人の合計20人体制となりました。また、市民評価では、地域包括支援センターの認知度が上がり、相談がしやすくなったとの御意見をいただいています」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第3号 令和4年度清須市介護保険特別会計決算認定については、全員一致により、原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第46号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第5号）案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「生活保護事務費での委託料の内容は」との質問があり、当局は、「生活扶助基準見直し等に伴う生活保護事務処理システムの改修費です」との答弁でありました。

委員より、「清洲公園駐車場整備に関わる全ての地権者がこの短期間で市に用地を売却すると言ってみえるのか」との質問があり、当局は、「全ての地権者から用地買収の承諾をいただきました。ただ、一部遺産分割協議案件もあり不測の事態も考えられますが、確実に用地買収できるよう努めてまいります」との答弁でありました。

委員より、「全ての用地が購入できなかった場合はどうなるのか」との質問があり、当局は、「基本的には全ての用地を購入した上で駐車場を整備する考えですが、今後の状況によっては一時的に借地をして駐車場を整備することも想定しております」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第46号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第5号）案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、認定第4号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定、議案第44号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案、議案第47号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案、議案第48号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案及び議案第49号 令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案については特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当福祉常任委員会に付託されました案件について御報告を申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

質問はございませんので、山内委員長、御苦労さまでした。自席へお戻りください。

次に、13日及び14日に開催されました建設文教常任委員会の報告を野々部委員長より求めます。

野々部委員長。

< 建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）登壇 >

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

議席12番、建設文教常任委員長の野々部 享でございます。

令和5年9月定例会に上程されました議案のうち当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月13日及び14日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、認定第1号 令和4年度清須市一般会計決算認定の所管分について御報告申し上げます。

当局より、決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、土木費国庫補助金について、委員より、「都市計画費補助金の収入未済額の理由と今後の影響は」との質問があり、当局は、「市街地整備事業などについて事業を翌年度に繰り越したため、令和5年度に収入を予定しております」との答弁でありました。

教育費県補助金について、委員より、「スクールサポートスタッフとはどのようなものか」との質問があり、当局は、「先生の補助として学習プリント等の印刷及び配布準備、授業準備などを行うスタッフです」との答弁でありました。

雑入について、委員より、「物価高騰している中で、今年度も3か月間、学校給食費の無償化を実施しているが、給食費の公費負担について来年度以降どのように考えているのか」との質問があり、当局は、「現在、来年度に向けて給食費の見直し作業を行っております。給食費を物価状況に応じ設定することは、保護者の方に適正な給食費を認識していただくためにも必要だと考えております。また、物価高騰を受けた給食費の公費負担については、子育て世帯への経済的支援の観点からも必要とは思いますが、大変悩ましい問題であります」との答弁でありました。

歳出では、土木管理費について、委員より、「地籍調査費の需用費の支出は何か。また、繰り越した理由は」との質問があり、当局は、「需用費の支出は土地所有者への通知文書の送付です。繰越しについては、境界が確定していない箇所があり、業務が完了していないためです」との答弁でありました。

道路橋梁費について、委員より、「街路灯リースは10年間ですが、その後はどのような管理になるのでしょうか」との質問があり、当局は、「リース期間は、令和9年2月28日までで、その後は譲渡されて市管理になります」との答弁でありました。

河川費について、委員より、「五条川ふるさとの川管理費について、五条川の管理エリアと実施状況は」との質問があり、当局は、「清洲城周辺五条川兩岸を管理しており、年2回の草刈り、年1回の樹木の剪定を行っております」との答弁でありました。

都市計画費について、委員より、「都市緑化推進事業の対象はどのように決めているのか。また、事業完了後、確認を行っているのか」との質問があり、当局は、「現在、学校で事業を行っていますが、今後は企業などにも展開を考えております。また、事業完了後に確認をしっかりと行っています」との答弁でありました。

教育総務費について、委員より、「現職教育研修費の内容はどのようなものか」との質問があり、当局は、「それぞれの学校において特別支援教育の研修、コミュニケーションの研修、不登校事例研究、授業法の研修、水泳指導等を現職教育の研修として行っております」との答弁でありました。

委員より、「教員の働き方改革は進んでいると思われませんが、教員の残業時間はどのように把握されていますか。また、市として取組はどのようにやっていますか」との質問があり、当局は、

「教員の時間外勤務時間は、毎月各学校から在校時間等の状況を集約しております。80時間を超える教員は、小学校では少数、中学校では約40%となっています。中学校の要因は部活動の指導の時間です。働き方改革への市の取組といたしまして、中学校で2学期よりテストの自動採点システムを試行しております」との答弁でありました。

社会教育費について、委員より、「各種団体への補助金について、コロナ禍における支出が適切であったのか、活動のチェックは行われているのか」との質問があり、当局は、「補助金は各団体が縮小しながらも継続した活動が行われており、適切に活用されていることを実績報告等で確認しております」との答弁でありました。

委員より、「西枇杷島問屋記念館費について、令和3年度と比較して決算額が増加した理由と来館者数を増やすためにどのような取組をしているか」との質問があり、当局は、「工事請負費のほか緑地樹木管理業務費の増額が主な理由となっております。来館者数につきましては、展示などを工夫しながら地域内外に周知し、来館者数の増加につなげていきたいと考えております」との答弁でありました。

保健体育費について、委員より、「子ども会の会員が年々少なくなっている。子ども会の運営についてどのような課題と捉えているか」との質問があり、当局は、「存続の方法等を子ども会役員と協議しながら、魅力のある子ども会にしたいと考えております」との答弁でありました。

委員より、「昨年度より清須ウォーク費の増額理由は何か」との質問があり、当局は、「令和3年度はコロナ禍により1回の実施、令和4年度は例年どおり秋と春の2回実施したことによるものです」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 令和4年度清須市一般会計決算認定の所管分につきましては、全員一致により、認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和4年度清須市水道事業決算認定について御報告申し上げます。

当局より、決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「他会計からの出資金は必要だったのか」との質問があり、当局は、「配水管の耐震化工事を進めていく中で、物価高騰の影響などにより自己資本のみで事業を進めていくことが困難となり、運転資金の確保のために必要でありました」との答弁がありました。

委員より、「水道施設の老朽化・耐震化への対応を進める中、多額の費用が必要となるが、今後の事業運営についてどう思われるのか」との質問があり、当局は、「今後の事業運営につつま

しては企業債を借りて事業を進めていく方法などもありますが、春日地区の水道は名古屋市上下水道局への移管が目標で、その時期などについて愛知県・名古屋市と情報共有に努め、事業の運営を行っていきたいと考えております」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第5号 令和4年度清須市水道事業決算認定については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

最後に、認定第6号 令和4年度清須市下水道事業決算認定について御報告申し上げます。

当局より、決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「事業収益における他会計からの負担金の構成比が約52%、下水道使用料が約13%ですが、これからもずっと負担金は続くのか。今後の下水道使用料の見込みは」との質問があり、当局は、「下水道事業は基本的に雨水は公費、汚水は私費負担となっていますが、汚水についても一部公費の負担が認められている基準に基づき、他会計からの負担金をいただいております。下水道使用料については現在整備を進めている段階であり、今後も伸びていくものと考えていますが、投資効果を考えて整備を進めていくことも検討しております」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第6号 令和4年度清須市下水道事業決算認定については、全員一致により認定すべきものと決しました。

なお、議案第45号 令和4年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分、議案第46号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第5号）案及び発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）につきましては、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当建設文教常任委員会に付託されました案件につきまして御報告申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

質問はございませんので、野々部委員長、御苦労さまでした。自席へお戻りください。

次に、15日に開催されました総務常任委員会の報告を富田委員長より求めます。

富田委員長。

＜ 総務常任委員会委員長（富田 雄二君）登壇 ＞

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

議席 7 番、総務常任委員長、富田雄二でございます。

令和 5 年 9 月定例会に上程されました議案のうち当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る 9 月 1 5 日午前 9 時 3 0 分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、認定第 1 号 令和 4 年度清須市一般会計決算認定について御報告申し上げます。

当局より、決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、市税全般について、委員より、「令和 4 年度に徴収事務を行った中で、何か特徴として感じたことはあるか」との質問があり、当局は、「物価の高騰による分納相談が多くありました」との答弁でありました。

委員より、「確定申告での相談件数は」との質問があり、当局は、「申告会場での相談件数は前年度と比較し、それほど変わりませんが、申告会場等への投函の数は減少しています」との答弁でありました。

軽自動車税について、委員より、「他の税目と比較し徴収率が低い、その要因は」との質問があり、当局は、「廃車手続を行っていない古い車両が多くあり、その所有者が市外へ転出していることが要因だと考えています」との答弁でありました。

財産売払収入について、委員より、「令和 4 年度の売払件数は何件か。また、その最高額と最低額は」との質問があり、当局は、「売払件数は 6 件です。そのうち最高額は 3 千 7 8 6 万円、最低額は 4 3 4 万円でした」との答弁でありました。

ふるさと寄附金について、委員より、「寄附金額に対する経費率は」との質問があり、当局は、「対象経費は寄附金額の 5 0 %以内に抑えています」との答弁でありました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「職員の業務量をどのように把握しているのか」との質問があり、当局は、「毎年、業務量調査により各課の実態を把握しております」との答弁でありました。

委員より、「女性活躍の推進について今後どう進めていくのか」との質問があり、当局は、「仕事と子育ての両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めていきたいと考えてい

ます」との答弁でありました。

委員より、「A I を活用するために職員研修が必要ではないか」との質問があり、当局は、「A I に関する職員研修の機会を考えてまいります」との答弁でありました。

委員より、「個人情報保護審査会は令和4年度に何回開催したか」との質問があり、当局は、「令和4年度の開催は1回です」との答弁でありました。

委員より、「南館改築工事基本構想の策定は令和5年3月となっているが、5月に議会全員協議会で議員への説明があった。それまでの経過は」との質問があり、当局は、「3月末に基本構想を策定しましたので、それから市の方針を決定するために1か月ほどを要しました」との答弁でありました。

委員より、「土田・上条地区の企業のニーズ、地権者の動向は」との質問があり、当局は、「企業ニーズは高く、また、地権者の動向として、現在211名のうち6割強の方が民間開発事業に同意いただいています」との答弁でありました。

委員より、「土田・上条地区の民間開発への行政の関わりは」との質問があり、当局は、「地域の課題解決につながるよう地権者と関わりを持ち、また、事業が円滑に進められるように国や県、関係機関との協議、隣接の自治体との連携も含めて関わっています」との答弁でありました。

委員より、「コミュニティ推進費について、自治会への加入率は」との質問があり、当局は、「令和4年度の加入率は84.7%になります」との答弁でありました。

委員より、「ブロック制については、地域の実情に合った次の段階への移行を考えているのか」との質問があり、当局は、「清須市の自治会加入率は現在高いところで推移していますが、減少傾向を将来に向けてどうしていくべきかを考えていくことが重要であると認識しています」との答弁でありました。

委員より、「自転車乗車用ヘルメット着用促進事業について、令和4年度の補助実績の内訳は」との質問があり、当局は、「343件の補助のうち7歳以上18歳以下の児童生徒等が183件、65歳以上の高齢者が160件でした」との答弁でありました。

委員より、「見守りカメラ設置費補助金について、予算額は上限50万円の4ブロック分で200万円だったと認識しているが、実績は5ブロックで12台となっている。その理由は」との質問があり、当局は、「補助上限額に充たない申請をされたブロックがあったため、予算の範囲内で他のブロックへの補助をしたためです」との答弁でありました。

委員より、「不審者情報がメール配信されているが、捜査中であるとか逮捕されたなど、その

後の情報は配信されないか」との質問があり、当局は、「事件性のあるものは詳細を伏せた形で警察から市に情報提供されますが、その判断は警察によるところです。市へ提供された情報については再配信に努めています」との答弁でありました。

委員より、「自衛官募集に関わる資料の提供について市の対応はどのようになっているのか」との質問があり、当局は、「自衛官募集事務については、自衛隊法第97条第1項において市町村の法定受託事務と定められております。本市においても、自衛隊法施行令第120条に基づき、防衛大臣からの情報提供依頼に応じて、個人情報の保護に関する法律第69条第1項により、必要な募集対象者情報である氏名、生年月日、男女の別、住所を提供しています」との答弁でありました。

委員より、「個人の情報提供を希望しない人たちに対し除外申請制度を導入する自治体が増えているが、本市はどのように考えているのか」との質問があり、当局は、「個人情報の提供を望まない方への配慮として除外申請制度の準備を進めています」との答弁でありました。

委員より、「自転車等駐車場費について、清洲駅自転車駐車場の供用開始に伴い、閉鎖した無料駐輪場に放置された自転車の対応は」との質問があり、当局は、「供用開始後には32台の自転車が残置されておりましたので、警告の札を貼り付けた後、撤去し、現在は保管場所で返却手続を進めています」との答弁でありました。

消防費について、委員より、「ハザードマップを2回印刷しているが、その内容について教えてほしい」との質問があり、当局は、「1つ目の水害対応ガイドブックは、災害対策基本法の改正により、避難指示の内容修正に加え、在庫が少なくなったことを受け増刷をしたものです。2つ目は、水防法に基づき想定し得る最大規模の高潮・内水に対応したハザードマップを新たに作成したものです」との答弁でありました。

委員より、「消火器の詰め替え事業について全国的な問題となっている泡消火薬剤の更新はどのように対応しているのか」との質問があり、当局は、「補助事業の対象となっている消火器には有害物質が含まれていないことを確認しています」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 令和4年度清須市一般会計決算認定の所管分については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

最後に、議案第46号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第5号）案の所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「市制20周年啓発費のロゴマークの募集方法とパネルの活用方法は」との質問があり、当局は、「ロゴマークの制作は一般公募や本市と関わりのあるデザイナーやイラストレーターに依頼するなど、現在その手法を検討中です。また、パネルはロゴを入れてPR活動や報道発表などの際に活用する予定です」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第46号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第5号）案の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

質問はございませんので、富田委員長、御苦労さまでございました。自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、認定第1号に加藤議員から反対討論、野々部議員から賛成討論、認定第2号、認定第3号、認定第4号及び議案第44号に加藤議員からそれぞれ反対討論が提出されております。

討論は発言席でお願いいたします。

また、表決については起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、認定第1号 令和4年度清須市一般会計決算認定についてを議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

認定第1号 令和4年度清須市一般会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

コロナ禍3年目となった予算執行においては、地域包括支援センターをにしばさわやかプラザ

内に新たに設置したこと、プレミアム分がついたげんき商品券の拡充、小中学校の給食費の期間限定での無償化や子育て世帯応援給付金の給付、高齢者世帯のエアコン購入設置支援、障害者控除対象者認定書の発送、お悔やみコーナー開設等は評価いたします。しかしながら、以下の理由で一般会計決算に反対いたします。

はじめに、この間、行政改革の名の下に、国が促進するDXを重点政策に位置づけて取り組んでいます。個人番号法では、その利用範囲を社会保障、税、災害の3分野に限定することで個人番号で検索管理される個人の情報を限定しています。この下に、住民サービスの向上と庁舎内での事務の効率化を図るために推進することは否定しません。しかし、国の成長戦略にのっとり、マイナンバーカード普及、自治体システム標準化によって市民の個人情報が大企業の儲けへとつなげるデジタル化推進は市民のプライバシー侵害の拡大につながるものであり、容認できません。

政府は、今、マイナンバーカードはデジタル社会のパスポートだとして、健康保険証の一体化など国民がマイナンバーカードを使わざるを得ない状況をつくり出し、マイナポイントや申請書の再送付など普及策を講じています。マイナンバーカードの取得は任意でもあるのにもかかわらず、自治体に対しても取得率を引き上げるために地方交付金の配分で自治体間を競わせ、自治体が特定政策を推進せざるを得ない状況をつくり出しています。このようなやり方は地方自治の侵害につながるものです。

次に、市民課の窓口業務の民間委託についてであります。

令和4年度も委託料として事業費が4千898万5千200円使われました。自治体の窓口業務は住民の基本的な人権に関わる重要な業務を担っています。地方自治体が自ら主体となり、正規の自治体職員が直接担うという原則に立ち返るべきであることを申し述べます。

さらに、市民の暮らしを守る最前線で仕事をする市の職員体制ですが、正規職員が452人、非正規の会計年度任用職員が638人仕事に従事されているわけですが、このほかに人材派遣会社に1億9千821万2千円の契約をし、人材の確保に苦慮されています。定員の適正化は、真に必要な職種には正規職員を配置することが必要であることを訴えます。

次に、特定健康健診についてであります。

がん検診と同時に行えるよう、さらに集団健診、個別健診の体制を取って受診しやすいようにやられているわけですが、受診率が38%であるとのこと。また、後期高齢者医療の健康診査事業実績を見ると33%の受診率であります。受診率向上で市民の皆さんの健康面での効果を上げていくことが必要です。しかし、こうした中であって、令和4年度から健康診査事業の自己

負担金の改定が行われました。暮らしが厳しさを増す中、お金の心配なく健診を受けることができ、早期発見・早期治療でがんを防ぐことが求められます。

最後に、コロナ禍の中で浮き彫りとなった様々な問題を踏まえ、さらに今、物価高騰も追い打ちをかける状況の下、住民の最も身近な存在である地方自治体が住民の命と暮らしを守るという本来の役割を果たすことの重要性と課題を改めて認識し、住民福祉の向上という地方自治体の本旨に根ざし、市民の命と暮らしを最優先に市民に寄り添える市政を進めていくことを求め、反対討論といたします。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

続いて、野々部議員の賛成討論の発言を許可いたします。

野々部議員。

< 12番議員（野々部 享君）登壇 >

12番議員（野々部 享君）

議席12番、野々部 享でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、清政会を代表いたしまして、ただいま議題となっております認定第1号 令和4年度清須市一般会計決算認定につきまして、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

令和4年度は、長引くコロナ禍にあつて市民生活をより豊かにするとともに、未来への投資を加速し、力強い清須の実現に向けた取組が期待されておりました。こうした中で執行されました令和4年度一般会計の決算額は、歳入総額が321億939万2千円余り、歳出総額が306億3千559万1千円余りとなり、実質収支額が12億9千53万3千円の黒字でありました。

歳入面では、その根幹をなす市税収入について予算額を上回り、また現年課税分の徴収率は過去最高でありました令和3年度には及ばないものの、同じ程度の水準を維持することができました。これも納税者各位の御理解と関係職員の地道な努力の成果の表れと理解しております。

一方で、歳出面では、コロナ禍に加え、電力・ガス・食料品などの価格高騰が続く中、子育て世帯や市民税の非課税世帯への市独自の給付金の支給や3か月間の学校給食費の無償化など、物価高騰の影響を受ける市民への生活支援を的確に実施されました。また、本市のさらなる発展に向けても様々な行政課題への対応についても着実に進められたものと認識しております。まずは、安全・安心の確保に向けて、雨水幹線・管渠の整備や雨水ポンプ場の長寿命化を着実に進めるとともに、指定避難所である全ての小中学校の体育館に空調設備を設置し、災害時における避難所

の充実した環境が整備されました。

次に、子育て支援についても民間認定こども園の整備を支援するとともに、子育て環境をさらに充実させております。また、全ての小中学校体育館に空調設備を設置したことにより、児童生徒が快適に学習できる環境も整備されました。さらに、きよすイルミの開催や清洲ふるさとのやかたをリニューアルするなど、産業・観光の振興にも取り組まれました。このほか市発展の基礎となる鉄道高架事業や土地区画整理事業など、便利で快適な暮らしの実現に向けた基盤整備についても計画どおり前進させたものと認識しております。

また、こうした中でも、財政運営面では、限られた予算を重点的かつ効率的に執行した結果、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の4指標は早期健全化基準を大幅に下回っており、様々な市民サービスを支える本市の財政の健全性は維持されております。

以上を踏まえまして、私はこの決算認定につきまして賛成の意を表明するものであります。

今後とも、さらなる清須市の発展に向けて、市長の下で職員が一丸となって取り組んでいただきますことを大いに期待し、決算認定に対する私の賛成討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は認定されました。

日程第2、認定第2号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

認定第2号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

国保税の所得に占める割合は1割を超え、高過ぎる保険税は物価高騰の中で住民の暮らしを苦しめています。本市の令和4年度の国保税の平均が9万882円で、前年度比で103.01%となっています。

この間、国保の都道府県化による国保税の上げが行われ、本市は令和4年度から資産割をなくし所得割と均等割への上積みを増やしました。そして、世帯の数に応じてかかる均等割が未就学児に限っては半額に減額されることとなりましたが、4千300円の上げとなりました。国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中であっても国保税の高騰が止まらなくなっています。

こうした中で、本市の短期保険証世帯は、令和2年が218世帯、令和3年が538世帯、令和4年が719世帯と増えています。まさに誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険の根幹を揺るがす事態となっています。

厚生労働省は、都府県化実施後も一般会計の繰入れは自治体の判断でできる、生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ない、こう答弁されています。低所得世帯向けの保険税減免制度は極めて有効な政策であり、県内の市町村では25市町村が低所得減免を実施しています。国保の構造的な危機を打開するためには国庫負担を増やすことはもちろん、国保の運営主体である市と県が住民の立場で国保税の値下げ、抑制の努力を図っていくことが求められます。

国保は、国民皆医療保険制度を下支えする制度であり、社会保障であるとの立場に立ち、誰もが払える保険税にすることを求め、反対討論いたします。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は認定されました。

日程第3、認定第3号 令和4年度清須市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

認定第3号 令和4年度清須市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

介護保険制度は、市町村ごとに介護サービスに必要な費用の23%を高齢者の介護保険料として負担させる仕組みであります。そして、この高齢者の介護保険料は、国の定める基準に従い市町村が条例で決めることとなっています。しかし、現状の介護保険制度は憲法で保障された健康で文化的な介護の制度とは大きく乖離をし、高齢者が日々暮らしていく上で欠かせない介護サービスが充たされていないこと、そして個々人の負担能力を超えた負担が強制されることにより、十分な介護サービスを受けることができない制度となっています。

介護保険開始時は基準月額全国平均は2千911円でしたが、現在では2倍以上の5千939円となっています。この介護保険料は3年間の介護サービス給付に必要な費用を推計して算出されていますが、令和4年度の決算では基金積立金が1億5千509万9千668円、そして、今回の令和5年度補正では令和4年度の繰越金が2億768万3千円という金額が余剰金として発生しています。

政府は、これまで利用サービスを抑制しつつ保険料を上げる改悪を進めてきました。多くの利用者は介護保険料が天引きされ、残りの年金でどれだけの利用料を負担できるか心配しながらサービスを利用しています。加入者が無理なく保険料に少しでも近づけるためには余剰金を保険料引下げに充てるとともに、所得に応じて保険料段階をさらに多段階化し、低所得者の保険料率を引き下げることによって応能負担の機能を強めていくことが求められます。そして、介護保険を必要な介護が保障される制度とするためには、国庫負担金の引上げ、保険料利用料の減免が求められることを述べて反対討論といたします。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございました。

起立多数でございます。

よって、本案は認定されました。

日程第4、認定第4号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

認定第4号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

本市の被保険者数は8千944人と年々増加しています。今、年金引下げや相次ぐ物価高騰など、高齢者の年金所得は年々減少し、長引くコロナ禍で高齢者の生活の深刻さは増えています。こうした下で、令和4年、5年度の平均保険料は年額で9万1千117円となりました。余剰金の活用などで1千74円少なくなりましたが、均等割額が663円引き上げられ、所得割率が0.07%引下げが行われました。

今、愛知県の平均保険料額は全国で3番目に高い保険料となっています。令和4年10月1日から年収200万円以上の370万人、後期高齢者医療制度加入者の約20%の2割負担が行われました。高齢者の多くは定期的に受診が必要な病気を抱え、貯蓄や生活費を削り何とか受診しています。本市の令和4年度の1人あたりの医療費は95万9千144円と、県内市町村の平均より高い数値となっています。

そして、こうした下で政府はさらなる保険料など負担増を推し進め、高齢者の生存権をも脅か

しています。被保険者が安心して必要な医療を受けられるよう国の財政支援の強化を強めるとともに、併せて、県独自の負担軽減措置などを設けることを要望し、私の反対討論といたします。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって本案は認定されました。

日程第5、認定第5号 令和4年度清須市水道事業決算認定についてを議題といたします。

採決に入ります。

認定第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は認定されました。

日程第6、認定第6号 令和4年度清須市下水道事業決算認定についてを議題といたします。

採決に入ります。

認定第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は認定されました。

日程第7、議案第44号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

議案第44号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

この条例案は、関連法の改定に伴う措置により、マイナンバーカードの機能を有する電子証明書をスマートフォンに搭載すれば、カードがなくてもコンビニ店で印鑑証明の申請・発行が可能になるということから、条例にスマートフォンを使用する方法を追加していくというものです。

この間、マイナンバーカードのコンビニ交付サービスでトラブルが様々起こっている中でありながら、政府は利便性の向上をアピールし、マイナンバーの情報連携、マイナンバーカードの鍵機能を使ったマイナポータルを入り口とした情報連携によってデータをさらに集積していこうというものです。しかし、集積されたデータはオープンデータ化され利活用へと回されれば、同時に、集積した情報は攻撃されやすく、漏えいの危険も管理リスクも大きくなってまいります。

国がマイナンバーカードをスマホ化していこうという流れは、多くの国民の不安や疑問などを置き去りに、全国民のセキュリティとの引き換えに利用拡大を進めていこうというものであり、守るべき個人情報流出するリスクを認めることはできません。

以上の理由から、議案第44号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案に反対します。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第44号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 4 5 号 令和 4 年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第 4 5 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 4 6 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 4 6 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0、議案第 4 7 号 令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 4 7 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 4 8 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第48号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第49号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第49号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

採決に入ります。

発議第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、各常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がございました。

このことについて、議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年9月清須市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御審議いただき大変御苦勞さまでございました。

(時に午前10時36分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月25日

議 長 伊 藤 嘉 起

署名議員 松 川 秀 康

署名議員 大 塚 祥 之